

外部団体ボランティア活動紹介についての指針

2017年4月1日 改正

明治学院大学ボランティアセンターでは、以下の1) から4) に該当し、本センターに団体登録をしていただいているボランティア団体の活動を、在学生に紹介します。

- 1) 公益性・公共性が高い活動。
- 2) 営利を目的としない活動。
- 3) 活動にあたり、安全性に問題がないと判断される活動。
- 4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動。

1：ボランティア募集の受付（初めて募集を希望される際には、新規に団体登録の手続きが必要です）

- ・ボランティアセンターに電話・e-mail 等で団体登録希望とご連絡ください（受付時に簡単な聞き取りをさせていただきます）。
- ・ボランティアセンターから、e-mail もしくはファックス、郵送で「登録票」をお送りします。
- ・ご記入いただいた「登録票」と一緒に、パンフレットなど団体概要のわかるもの（1部）、団体の担当者の名刺（1部）、ボランティア募集チラシ等（A4サイズ・任意の部数〈目安は10部程度〉）を郵送、もしくはボランティアセンターまでお持ちください。
- ・登録完了後、白金・横浜両校舎のボランティアセンターにて、お預かりしたボランティア情報をポスターやチラシ等で周知します。

※その他

- ・ボランティア募集团体には、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告等の団体の実績が分かる書類等の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。
- ・本学の学生がボランティア活動をおこなった際に、募集の条件と異なる状況が生じた場合、精神的・肉体的苦痛を受けた場合等には、ボランティアセンターでは責任は負いかねますが、活動先と調整、苦情申し出等の対応はいたします。（5：免責参照のこと）
- ・個人でボランティア募集を希望される場合は、居住地域または通学先・勤務先の社会福祉協議会等のボランティアセンター、その他関連機関へご依頼ください。

2：ボランティア募集をおこなう団体・活動の選定基準

1) ボランティア募集をおこなう団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問いません。

〔団体例〕：ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO団体）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人・財団法人等の公益法人、国や地方自治体、独立行政法人、国連機関、大使館、企業、労働組合など。

※企業においては非営利による社会貢献活動に限ります。

2) ボランティア募集团体の受入れ体制について

- ・ボランティアの募集や受入れの担当者が明確であること。
- ・有償活動とボランティア活動を明確に区別していること。

3) 以下に該当するボランティア活動は、受付できません。

- ・ 政治的・宗教的活動を目的とする活動。
- ・ 危険が伴うもの。
- ・ 人体に有害なもの。
- ・ 法令に違反するもの。
- ・ 公序良俗に反するもの。
- ・ 受付時に不審な状況が見受けられるもの。
- ・ 精神的、肉体的苦痛が心配されるもの。
- ・ 水泳監視、ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわることが予想されるもの。
- ・ 車の運転が活動の内容に含まれるもの。
- ・ 宿泊を伴うもの（キャンプボランティアなど、適切に夜間睡眠が確保される活動についてはこの限りではない）。
- ・ 本来有資格者によってなされるべき活動。
- ・ 当事者と学生ボランティアだけでおこなう活動。
- ・ その他不適当だと判断されたもの。

3：ボランティア受け入れ団体との申し合わせ

ボランティア受け入れ団体と明治学院大学ボランティアセンターとは、以下の点を申し合わせ事項として確認いたします。

- ・ 申し込みをした学生に対し活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動をはじめること。
- ・ 活動をはじめめる前には、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動がはじまった後は、必要に応じて研修・支援等をおこなうこと。
- ・ ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動をおこなうこと。
- ・ 申し込みをした学生が適切なボランティア保険に加入済みであることを確認してから、活動を始めること。ボランティア保険に未加入の場合は申し込みを受け付けないこと。

4：活動時間

- ・ 活動時間は、休憩を入れて1日8時間、週28時間を超えないこと（外国人留学生の資格外活動における就労時間に準拠）。
- ・ 夜10時以降の深夜活動をさせないこと。

5：免責

ボランティアセンターで紹介するボランティア活動により、何らかのトラブルが発生した場合、本センターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。